

日医受第1700号  
令和2年8月24日

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 殿

公益社団法人日本医師会常任理事  
渡辺弘司  
(公印省略)

母体保護法に係る疑義について(照会)

母体保護法第14条第1項第2号において、暴行若しくは脅迫によって妊娠したものについては、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができることとされているが、強姦性交の加害者の同意を求める趣旨ではないと解してよいか。